



力強く！消防放水訓練



春の全国火災予防運動
(2月28日～3月13日)

さる，1月15日の消防出初式で，
今年最初の放水訓練が行われました。

'87
2月号

町民のうごき

世帯数 1,981・人口 男 3,859 女 4,050 計 7,909 (昭和61年12月31日現在)
出生 男4女5計9・死亡 男5女2計7・転入 男6女7・計13・転出 男7女11計18 (昭和61年12月中)
広報かつうら 2月号=200・昭和62年2月1日発行 編集と発行 勝浦町総務課 でんわ(08854) 2-2511(代)

●2月28日～3月13日●

消防団

さる1月15日、勝浦中学校グラウンドにおいて消防出初式が行われ、永年町の防災に尽くされた方々が表彰されました。今回、わが町の消防団について特集してみました。



第一分団長
椎平 重信



第二分団長
朔 章一



第三分団長
桂木 茂



第四分団長
上田 善一



第五分団長
廣松 毅

その後戦争の影響もあり、警防団令の公布により昭和十四年四月一日生比奈警防団と改組し、昭和二十二年八月一日に再び、生比奈消防団が結成されました。

横瀬町消防組

自然災害を防ぐには、人間の力は弱い。しかし火災のようは、人為的な災害は防ぐことはできます。ほとんどの火災は、人間の不注意から起こります。ひとたび火災がおこると大きな損害となり、人生を破滅させることさえあります。自然の災害や、火災に対処するには、個人の力では不可能です。この火災を防ぎ、また、火災を最小限の被害におさえるため消防団は作られました。

では、わが町の消防団はどのように作られてきたのでしょうか。消防団の沿革をおってみましょう。

生比奈村消防組

組織的な消防組の発生は、生比奈村発足まもなくの明治二十三年西生名に十字社が、民間消防組として組織されたことに始まります。しかし、その後は消防組の成立もなく、明治末期に全県的な消

防組設置の動きに伴い消防組が続々と誕生しました。この動きは、災害が個人の力や好意による隣人の協力のみでは防ぎきれず、組織的協力によって防ぎたいとの要望からくる自治意識が、大きく存在していたからと思われま。消防は民間の自治に始まったのです。これらの消防組は、いずれも地区単位の私設消防組であり、その力は弱いものでした。明治四十二年谷田平吉氏主唱で、これらの消防組が叫合され、連合会が組織されました。これは、大きな前進でした。しかし、この連合会も私設のため消防用具も整わず、機動力を持つためには、公設の消防組に改組することが必要となりました。そして明治九年三月十日村会で、公設消防組設置の件が可決され、四月十六日公設の消防組として、八部三百三十六人で、初代組頭に谷田平吉氏が就き、生比奈消防組として誕生しました。

勝浦町消防団

このように生比奈村、横瀬町消防団が結成され防火防水



第八分団長
西尾 利夫



第七分団長
白草 敏治



第六分団長
前野 芳夫

消防を

の皆さん
(敬称略)



消防団の中核 本団役員の方々

◀写真左から
森内副団長
山下 団 長
谷 副団長
関東副団長

特集

春の全国火災予防運動

わが町の

され現在の消防団となりました。
消防団の防火防水に対する活躍は言うに及ばず、本町消防団は操法大会でも大きな功績を残しています。
昭和三十二年度
第一回徳島県消防ポンプ操法競技会可搬式動力ポンプの部において優勝。
昭和三十三年
四国四県消防ポンプ操法競技会に、可搬式坂本分

に努めてきました。特に昭和二十五年のジェーン・キジャ両台風の際には、人命救助などに大きな役割を果たしました。そして昭和三十三年三月二十二日両消防団は、勝浦町の発足に伴い、現在の勝浦町消防団が結成されました。新しく設置された勝浦町消防団は、十四分団、四百六十六名で編成されました。その後昭和四十三年一月には一挙に三分団定員二百十二人となり、定員を減らし機動力をはかり、経費の節減が図られた。また、昭和四十四年には、昼間の手薄を補うため町職員十名の消防機動隊が設けられ、昭和四十四年十一月一日に九分団、定員二百四十名に変更

団、手引動力の部に星谷分団が出場、坂本分団は二位。
昭和三十四年度
徳島県消防ポンプ操法競技会で与川内、横瀬分団が各三位。
昭和四十七年度
徳島県消防操法大会で第二分団（与川内）優勝、全国大会へ出場。
このように消防団は長い歴史の中、住民の自治意識の中で育てられ、自らの町を自らの協力により守ろうという考えで作られ活動してきました。
今回、わが町を守ってくれる消防団員の方々にあらためて感謝の気持ちを

昭和六十二年 表彰状・感謝状授与者

(敬称略)

○徳島県消防協会長表彰

功績賞 泉原徹(第二分団)
精績賞 椎平重信(第一分団)

団・朔章(第二分団)・東山廣(第六分団)・岩田強(第八分団)
○勝浦地方分会長表彰

大亀清(第一分団)・森川和幸(第二分団)・桂木茂(第三分団)・羽瀬仁司(第四分団)・大川

119番への通報は落ち着いて正確に

もし、火事を出してしまったら、目撃したら……。現在では、119番通報が消防機関にとって火事を知る最も重要なものとなっているのです。

消火活動や救急活動は、1分、1秒をあらそう時間との勝負。

「正しい通報」が、迅速・確かな消防活動につながります。注意点をあげると、

- ①住所、目標をわかりやすく。
- ②あなたの名前と電話番号。
- ③消防係の「わかりました」を確認してから切る。

以上が要領ですが、とつきの時にあわてずに要領を伝えられるようメモを電話器の近くにはっておくなど心がけて下さい。

表わすとともに、私たち自らが火災を起こさないよう、気をつけていきたいものです。

(資料・勝浦町史)



機動隊
玉置 守



第9分団長
上村 正實

今年
の
な
う
分
団
長

○勝浦町消防団長感謝状授与

利介(第五分団)・前田道夫(第六分団)・白草敏治(第七分団)・谷脇恒雄(第八分団)・河内優(第九分団)・宮浦富雄(機動隊)
○勝浦町消防団長表彰
福良猛(第一分団)・東條祥二(第二分団)・新開裕(第三分団)・柿原俊蔵(第四分団)・廣松毅(第五分団)・前野芳夫(第六分団)・野上重樹(第七分団)・只平和博(第八分団)・仁木正(第九分団)・倉坪泰幸(機動隊)
○勝浦町消防団長感謝状授与
杉本吉男・菅内正男・北峰三紀夫(第一分団)・宮本克久・坂部文彦(第二分団)・清水文明・岡義則(第三分団)・大川利介・岡本孝敏(第五分団)・東山廣・田中潤・地行康博(第六分団)・柳田義博・野上重樹・小林保典・廣田好夫・戸村博美(第七分団)・岩田強・唐渡淳一・田中正宏(第八分団)・西野菊男・毎木進・東條正一(第九分団)・前田晃司(機動隊)

水田利用再編対策事業から 水田農業確立対策事業へ

昭和五十三年から実施されてきた水田利用再編対策事業は、農家の皆さんの協力を得て、毎年度目標を達成しつつ昭和六十一年度で終了しました。

しかしながら米については、依然として生産力が需要を大幅に上回っており、稲作をはじめとする土地利用型農業の生産性は立ち遅れています。

このような状況から、昭和六十二年度からは、六か年の期間をもって水田農業確立対策事業が始まります。

以下新しい対策について説明します。

I 水田農業確立対策の発足

十五年前からお米の供給が過剰になり、需給ギャップはますます拡大すると予想され、転作の拡大と定着化が何よりも重要になっています。

一方、稲作経営は、栽培技術が安定しており、水田は連作障害回避の上で有効であ

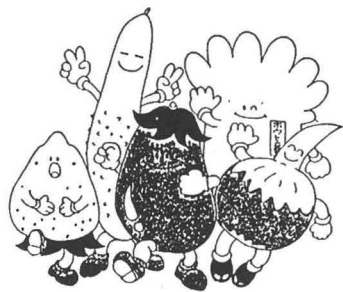
り、また、治山治水等国土保全上も、森林と並んで重要な役割を果たしています。

従って、水田という農地は、今後とも維持しながら、水田を稲作単作経営の場としてのみでなく、稲作と麦・大豆・飼料作物や園芸作物との輪作農法による複合経営の場として、高度に効率的に利用していくことが、わが国農業の将来展望をひらく上で、不可欠です。

今後、お米の需給ギャップの拡大と転作作物の振興や、需要の増大する作物、自給率の低い作物の生産の増大によって、日本農業に占めるお米の比重はますます低下してゆくと考えられます。

従って、地域農業の発展を図るためには、できるだけ早く、稲作中心の経営構造から脱却し、地域輪作農法を確立し、お米以外の作物による所得の向上を図ることが必要です。

このような水田の複合利用による新しい農業経営の姿を、水田農業と呼び、お米の生産を調整するという消極的な対策ではなく、二十一世紀に向けて、高度な水田農業の確立を図り、地域農業の浮上を目指すという趣旨から水田農業確立対策は構築されています。



II 水田農業確立対策の四つの視点

この対策は、こうした考え方に沿って四つの視点をもつ

たものとなっています。

第一には、転作作物と稲作を通じた水田農業全体としての生産性の向上を図ることです。

麦・大豆・稲作等の土地利用型作物は、内外価格差が大きくなっており、国際穀物需給の緩和や円高等により、この較差はさらに拡大し、国民の関心を集め、農業批判の原因の一つになっています。

このため、本対策では、転作・稲作ともに農地の流動化を通じて規模拡大や担い手を中心とした生産組織の育成を進め、水田農業全体の効率化を図ることを重視しています。

第二には、水田利用の高度化を図るため、転作作物と稲作との合理的・体系的な組み合わせによる地域輪作農法を確立することです。

このためには、水田の高度な複合利用を目的とする農業経営手法の確立、地域ぐるみでの営農計画の策定、農業技術の開発、普及の推進等が重要な課題となっています。

第三には、お米は今後ますます拡大する需給ギャップに応じ、必要量のみを計画的に生産することです。

お米の消費拡大には、従来

から大きな努力が払われてきましたが、お米の消費量は、なお引続き減少する傾向にあります。

また、稲作生産技術の向上や基盤整備の進展、さらに将来的にはバイオテクノロジーの実用化等により、お米の生産力は一層高水準になってゆくと見込まれます。

このため、お米の需給ギャップは将来にわたって一層拡大し、食糧制度の維持と米価の安定を図るために、従来以上のお米の需給調整が必要となつてきます。

第四には、水田農業確立対策を、生産者・生産者団体の主体的責任をもった取組みを基礎に、生産者団体と行政が一体となつて、総力をあげて推進することです。

これまでの転作は行政主導による「上からの転作」という色彩が濃厚であり、生産者の大勢はこれに協力はしてきただものの、本来のあるべき姿である「需給均衡は生産者自らの問題である」と受けとめて「主体的に取り組む」という姿勢がより一層要求されています。

しかし、お米についても、これまでのように、行政のみ

昭和61年度

(I表) 第3期対策の奨励補助金

(10アール当たり：円)

区 分	基本額	転作定着化推進加算	
		第 2 種 加 算	
転作奨励補助金	永年性作物	44,000	—
	特 定 作 物	36,000	—
	一 般 作 物 等	21,000	—
	野 菜	16,000	○ 地域特産作物加算 1品種のみ10,000
管 理 転 作	転 作	21,000	—
奨 励 補 助 金	保全管理	16,000	—
土地改良通年施行補助金		16,000	—



昭和62年度

(II表) 水田農業確立助成補助金の体系と水準(平均)

区 分	単 位 (千円/10a)		
	基本額	加 算 額	
	①	生産性向上等加算	地域特産加算
一 般 作 物 (麦、大豆、飼料作物) 花き、てんさい等	20	20 (都道府県特産 の場合 10)	10
永年性作物等 (果樹、こうぞ、転換 畑、林地、養魚池等)	25	20 (都道府県特産 の場合 10)	10
特 例 作 物 (野菜、たばこ等)	7	5 (都道府県特産 の場合 5)	5
水 田 預 託	7	—	—
土地改良通年施行 (うち特別豪雪地帯)	7 (9)	—	—

(注) ①及び②の加算の内容は次のとおりである。
 ① 生産性向上等加算
 ② 地域特産加算
 ③ 農協等が中心となつて地域の水田農業確立を計画的に推進するもの
 ※ 基準収獲量の区分により基本額は増減するので本町の場合は、左記表の2割減くらいと見込まれる。

に依存するのではなく、生産者、生産者団体が自主的、主体的に取り組む方が、地域の実態に即した体質の強い営農体制を作り上げていく上で、プラスであると考えられます。もちろん、行政としても、従来以上に地域の独自性を発揮して体質の強い水田農業の確立に向けて、行政努力を傾注していきたいと考えています。農家の皆さんのご理解ご協力を切にお願いいたします。

水田農業確立助成補助金

これまでの転作を重視した

● 転作等目標面積

32.7ha 内訳 { 生比奈農協19.5ha
(S61年度24.8ha) 勝浦町農協13.2ha

● 事前売渡申込限度数量(内示)

うるち米	65,520kg	昭和61年 80,940kg
もち米	930kg	1,260kg
計	66,450kg	82,200kg

奨励金(I表)に代え、生産性の向上や輪作農法の確立に主眼をおいて、そのための生産者の主体的な取り組みを助成するという観点から、新たに水田農業確立助成補助金が交付されるようになりました。助成金の体系と水準は別表IIのとおりです。

作物区分は、三区分に簡素化する一方、単価は、基本額と比較して、加算額の比重が高くなっているのが特徴です。

(別表) 徳島県の最低賃金

1. 地域別最低賃金

最低賃金件名	最低賃金額	実施年月日
徳 島 県	1日 3,310円 (1時間 414円)	61.10.1

2. 産業別最低賃金

最低賃金件名	最低賃金額	実施年月日
食 料 品 製 造 業	1日 3,874円 (1時間 485円)	61.12.29
	1日 3,333円 (1時間 417円)	
織 維 産 業	1日 3,605円 (1時間 451円)	"
	1日 3,321円 (1時間 416円)	
木材・木製品・家具等製造業	1日 3,913円 (1時間 490円)	"
	1日 3,435円 (1時間 430円)	
出 版 ・ 印 刷 業	1日 3,773円 (1時間 472円)	"
窯 業 ・ 土 石 製 業	1日 4,031円 (1時間 504円)	"
機械・金属製品等製造業	1日 3,912円 (1時間 489円)	"
	1日 3,573円 (1時間 447円)	
自動車整備業	1日 3,783円 (1時間 473円)	"
卸売業・小売業	1日 3,731円 (1時間 467円)	"
飲 食 店	1日 3,385円 (1時間 424円)	"

守られていますか

最低賃金

徳島県の最低賃金が、別表のとおり改定されました。「地域別最低賃金」は、県内のすべての労働者に適用されます。

作業等に従事する場合には、下段の最低賃金額が適用されます。くわしいことは、徳島労働基準局賃金課または、徳島労働基準監督署へお問い合わせください。

徳島労働基準局賃金課

〇八八六一五二一九一四二

徳島労働基準監督署

〇八八六一二二八二三

食料品製造業など八つの産業では、それぞれの「産業別最低賃金」と「地域別最低賃金」が同時に適用されますが、この場合には、どちらか高い額の最低賃金が適用されます。また、産業によっては、軽

徳島駅伝大会

「最終日に逆転・10位を確保」

新春の訪れを告げる第三十三回徳島駅伝は、一月四日から雪と寒風の吹く中、熱戦を展開し数々の名場面を残して三日間の幕を閉じました。

初日と第二日目の総合成績が、十一位、上位チームと三分差（約一キロメートル）でむかえた最終日、勝浦郡チームは全選手が持てる力をすべて出しきり、那賀郡を追い抜き、逆転の十位を確保しました。今回は特に中高生の健闘が多く見られ、将来は上位入賞を十分にねらえるものと思います。

なお、最後になりましたが、今大会に際してご尽力くださいました関係者のかたがたはじめ、ご声援くださいました町民の皆様に、厚くお礼申し上げます。

また、今大会において次の方が表彰を受けました。

県表彰 十年選手表彰

中村孝太郎・松下 義和
郡表彰 ニューバランス賞

新開 直樹

(敬称略)



出発点での選手

第35回全国かんきつ研究会

徳島県大会まであと214日!!

第三十五回全国かんきつ研究大会は、本年九月三日、四日に徳島県で開催され、四日の現地視察地として、中角地区と果樹試験場周辺に全国各地から来町され樹園地の視察が行われます。

視察地となった両地区だけでなく、かんきつ栽培者のす

については、老齢福祉年金の受給権があり、かつ、当該年度分の市町村民税非課税世帯に属する方は、従来どおり三百円（二か月限度）となりますので、住民福祉課まで印鑑をご持参のうえ、申請に来てください。申請をしなければ資格があっても受けられませんが。

早急に手続きを!

※老人医療費が大幅に増えています。集団検診等を進んで受け、早期発見、早期治療、そして適度の運動をし、自分の健康は自分で守りましょう。

老人保健一部負担金が 変わりました

昭和六十二年一月一日から老人保健法の医療の一部負担金が変わりました。

外来 一か月—四百円

一か月—八百円

入院 一か月—三百円

(二か月限度)

一日—四百円

(限度撤廃)

ただし、入院の一部負担金

べての方々に「自分の園地を見ていただく」という気持ちになって、作業をすすめていただきたいことを掲載します。

一、土壌改良

①山野草：堆きゅう肥・鶏フンの大量投入

「こんなこと今からやっても遅い」等とあきらめてはいけません。山野草の大量投入や堆きゅう肥、鶏フンをこの時期に施用することとは、夏場の乾燥予防、雑草の発生抑制化等肥料の「肥もち」を良くすることは確

実です。また、雑草の発生があっても抜き取りが非常に容易になります。数年後には「土が肥えた」状態になりみかんの生活環境が良くなり、したがって樹勢が旺盛になり収量の増加につながります。とにかく大急ぎで園の周囲の雑木や草を刈り、大そうじの意味を含めて有機物を投入して下さい。

②改良資材の施用

苦土石灰や溶リン等の施用を行います。本来なら土壌調査に基づき施用量を決定するのが本当ですが、とりあえず一〇アール当り十袋は必要ですので、第一回目の春肥に先立ち早く施用を行なって下さい。

※改良資材施用後一―二回の降雨を待ち、その後第一回目の春肥を施用するのが理想です。

二、春肥の準備

今年は、表年（豊作年）にあたります。今月下旬頃には第一回目の春肥の施用時期となりますので、肥料の注文等早目に手配をして下さい。

往年の昭和三十年代の施用量に戻せとまでは申しませんが、最近施肥量の少ない園が見受けられます。正確な面積を知り、植付け本数、樹齢、収量等を勘案し施用量を決定します。今までの慣性でなく、科学的計算に基づいた施用量を決定して下さい。

特に十万うんしゅうみかんについては、今まで、機会あるごとに述べてきましたことをお守り下さい。

入居者募集

町営住宅Ⅱ坂本旭団地Ⅱ



「北側立面図」

町役場住民福祉課（住民福祉課にある所定の用紙で申し込み下さい）

三、入居資格

(一) 町内に住所又は勤務場所を有する者、及び町内で同居することが困難な事情によって、一時的に町外に住居を移動している者で、町内に同居する親族があること

(二) 既婚者であること

(三) 収入が定められた枠内にあること

(四) 家賃及び敷金を支払う能力を有すること

(五) 入居者には、連帯保証人二名を要すること

二、入居申込先

一、入居申込受付期間

昭和六十二年二月二日(月)～昭和六十二年二月二十日(金)の間。

二、入居申込先

四、選考

勝浦町営住宅設置及び管理条例の規定による

五、家賃及び敷金

月額：二万六千円
敷金：三か月分

六、入居時期

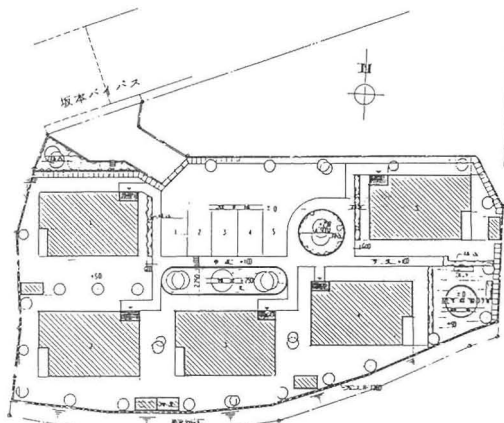
昭和六十二年五月一日

七、戸数

五戸

八、規模等

木造平家建 床面積五九・六二㎡ 3DK



「配置図」

安心して農地の貸し借り 制度(農用地利用増進法) をご利用下さい

農地を貸したい人、借りたい人は、町または、農業委員会の窓口へ申し出るだけでご利用できます。詳しくは、産業課または、農業委員会へお尋ね下さい。

制度の特徴

○ 町や農業委員会などの公的機関が関与しますので安心して貸し借りが出来ます。
○ 貸した農地は、期限がくれば必ず返してもらえます。

○ 借りた農地は、期間内は安心して利用できます。

経営を拡大、改善したい

- 農地を借りて、規模拡大したい。
- 生産性の高い農業経営に改善したい。
- 大型機械や施設をもつと効率よく使いたい。
- 基盤整備をして作付けの集団化をはかりたい。



あなたの悩みに 応えます！

農地の管理をどうしようか

- 会社が忙いので農業に手がまわらない。
- 転勤や病気で農作業ができない。
- 年もとつたし、後継ぎもいない。

貸

- 一度貸してしまおうら耕作権とか、雑作料とか話がややこしくなるなあ。
- 先祖伝来の土地だからなあ。



安心して農地の貸し借りができて、いろいろな特例、特典がありますよ！



安心した貸し借りが成立



農地の貸し手に奨励金が交付されます。

税の申告を忘れずに

住民税の申告

期間 2月16日～3月13日

昭和六十二年年度住民税(県町民税)の申告受付けと納税相談を次のとおり行いますので、必ず期間内に済ませてください。

△申告をしなければならぬ人

○町内に住所があり、昭和

六十二年中(一月一日から十二月三十一日まで)に所得のあった人で、所得税のからなかった人

○給与所得者で昨年中に給与以外の所得のあった人

○昭和六十二年一月一日現在

に生活扶助を受けている人

○給与所得のみで、雇主から給与支払報告書の提出があった人

○青色事業主(青色決算書を提出された人)

申告に必要なもの
印鑑、会計帳簿、収支の証書類、生命保険料の払込証明書、火災保険料の払込証明書、年金の受給額証明書(源泉徴収票)、医療費領収書、その他申告に必要な書類

注意

徳島税務署から所得申告

昭和62年度 住民税申告相談日程表

月日(曜日)	該当地区	時間	場 所
2.16(月)	坂 本	午前9時から午後4時まで	坂 本 集 会 所
17(火)	坂 本		㊤坂本事業所
18(水)	棚 野		町 役 場 2 階
19(木)	久 国		"
20(金)	生 名		"
23(月)	与 川 内		㊤与川内事業所
24(火)	横 瀬		勝 浦 町 農 協
25(水)	黒 岩		勝 浦 会 館
3. 2(月)	中 山		中 山 公 会 堂
3(火)	星 谷		星 谷 集 会 所
4(水)	中 角		農 村 婦 人 の 家
6(金)	今 山		今 山 セ ン タ ー
9(月)	山西・掛谷		生 比 奈 農 協
10(火)	沼江・石原		石 原 セ ン タ ー
11(水)	全 町		町 役 場 2 階
12(木)	"		"
13(金)	"		"

(注)徳島税務署から呼び出しを受けている該当者は、18日・19日・20日に役場へおこしください。

万全ですか 進学資金

ご利用ください

“国の進学ローン”

住宅金融公庫

(納税相談)について呼び出しを受けたかたは、指定された期日、時刻、場所を確認のうえ必ず申告してください。なお、期限内に申告されないときは、税務署や町において所得を決定しますが、この場合諸控除が認められず、また不申告加算税や延滞税も納めなければならないこととなりますから、必ず期限内に済ませてください。

本格的な受験シーズンもあとわずか!受験生をお持ちのご家庭では、受験料や入学金などのやりくり、頭を悩ます時期でもあります。

そんなとき役に立つのが、「国の進学ローン」です。この制度は、受験シーズンに活躍する「家計の味方」といえます。

それは、制度の内容を紹介しましょう。

▼融資額

一人当たり五十万円以内

▼貸付け利率

年六・四%

▼返済期間

進学先の修業年限以内で最長四年。

▼返済方法

元利均等の毎月払い(ボーナス月に増額返済もできます)。

▼保証人

一人以上(財進学資金融資保証基金を利用できます。これは、保証人の代わりをしてくれる機関です)

▼申し込み期間

昭和六十一年十一月一日から昭和六十二年四月三十日まで。

▼申し込み窓口

国民金融公庫徳島支店のほか最寄りの金融機関で申し込みを受け付けています。



中学生の

税に関する作文



税と私たちの暮らし

勝浦中学校 3年

中山 和子

県佳作
から

三月が来ると、父や母が、「また税金の申告がやってきた」と、言いながら余り浮かん顔をして、町役場へ行っている事をよく思い出します。

私は、今まで税金とはいったいどんなものなのかあまり知りませんでした。しかし、このような税金の作文を書くにあたって、何も知らない私には、どんな事を書いていいのかわかりませんでした。そこで、父や母に税金のことについて聞いてみました。国民は税金を納める義務があることや、税金を納めることによって、自分達の暮らしが良くなり町や村がどんどん発展していくことなど、また、鳴門の大橋や、小さな事でいえば私たちの通う学校の修理まで、

税金でまかなっている事が良くなりました。

昔の人の話を聞くと、道路はガタガタで、たまに一台の

新春

配達第一便

町長のテープカットで出発

一月一日勝浦郵便局では、新局舎での元旦出発式を、桜木町長の臨席の中行いました。

昭和六十二年の配達第一便の出発に際し、町長と年男である平岡事務官によるテープカットで一斉に出発、バイクのエンジン音もさわやかに、町内各家庭あての年賀状を配



達しました。
元旦に配達した年賀状は、約十一万六千通（対前年約五千通増）でした。

自動車が通ると、ほこりまみれになり、大水が出ればすぐに流れるような橋、また、父や母の通った学校は木造のガタガタの校舎とかで、いかにも貧乏な町であったとか。それが、ここ数年の間に、何が来てもびくともしない建物や道になってきました。そんな発展ぶりを見ても税金のありがたさが分かるような気がします。

税金とは、何か悪いことを

して税務署にお金をとられていくような気がしていました。しかし、税金の仕組みを聞いていかに、国民の納める税金

が必要であるかを知りました。

国民一人一人が適切に申告をして、一生懸命税金を納める事によって町や村が美しくなりお年寄りも、若い私たちもみんなが幸せに暮らしていけるなら、何もういやな顔をして税金を納めることはないのです。税金に対してもっと理解を深めれば、税金に対するいやな気持ちもなくなるし、脱税という問題もなくなると

われているのだろうか、変な事に使われてはいないのだろうか、など心配をするようになった。国民一人一人が納める税金を一回でも上手に使うことによって、私たちの税金に対する理解が深まると、私たちも大人になると、納税の義務があります。私たちのため、みんなのために一生懸命働かなくてはなりません。そう心に言い聞かせる今日このごろです。



勝浦土地改良区からお知らせ

昭和61年度 畑総農道賦課金
(負担金)の徴収について

- 1、賦課金通知書発送 昭和62年 2月 1日
- 2、納付期限 昭和62年 3月 5日まで
- 3、納付方法

勝浦土地改良区事務局まで持参するか、勝浦町農協・生比奈農協・阿波銀行勝浦支店の勝浦土地改良区預金口座に振り込んでください。

4、注意

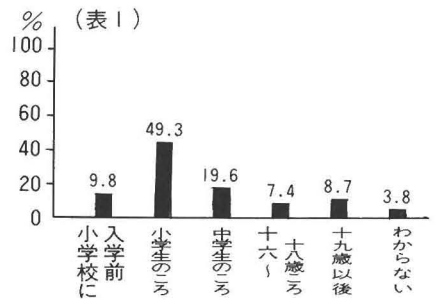
納付期限を過ぎて納付すれば、督促手数料と年14.6%の延滞金を徴収します。なお、滞納者を出した地区関係者全員に、連帯責任として滞納過怠金を徴収します。

同和啓発シリーズ

同和問題
意識調査
から

「同和地区」のあることや、「同和問題」について、はじめて知ったのは、いつごろからですかという問に対して表一のように答えています。

このように、小学生のころまでに五九%の人が同和地区のことを知っています。それから、「あなたがはじめて知らされたのは、だれからですか」の問いには表二のとおり、家族と近所の人からが実に五三%ちかくなります。このよう



に同和問題は半数以上の人が少年期にごく身近なところで知らされていることが解ります。それも誤った偏見によるものが多く、差別意識を温存する原因となっていることを考えると、今後正しい理解を深め、偏見をなくすることが更に必要です。

さるので、よろしく願います。

新しい
人権擁護委員さんが
委嘱されました

昭和六十一年十二月十五日に細川寛さん(坂本)が新しく人権擁護委員に委嘱されました。これから皆さんの人権を守るための活動をしてくだ



児童手当

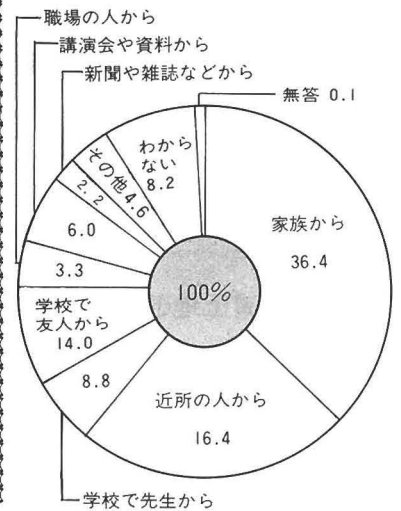
二人目の子ども
から支給

児童手当法が昨年六月一日から改正され、昭和六十二年度の制度完成に向けて、段階的に修正しながら実施されていますが、こども度一回児童手当制度のあらましを紹介します。

児童手当の
受給資格と支給額

●受給資格者

昭和五十八年四月二日以後(年度当初で満四歳未満)に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育していること。または昭和五十二年四月二日以後(年度当初で満九歳未満)小学校三年生以下)に生まれた児童を含む十八歳未満の児



童を二人以上養育していること。なお、自分のお子さんでなくても、その子を監護し、一定の生計関係があれば支給を受けることができます。

●支給額

児童手当の額は、二人目の子どもについては月額二千五百円、三人目以降の子どもについては、一人につき五千円が支給されます。

★段階的実施の方法

◎六十一年度(昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間)

●第二子分は、昭和六十一年六月一日現在で満二歳未満(昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童)

●第三子以降分は義務教育終了前の児童

◎六十二年度(昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間)

●第二子分は、昭和六十二年四月一日現在で満四歳未満(昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童)

●第三子以降分は、昭和六十二年四月一日現在で満九歳未満(昭和五十三年四月二日以後に生まれた児童)小学校三年生以下)

◎昭和六十三年四月一日からは、第二子及び第三子以降ともに義務教育就学前の児童が対象になります。

★請求方法

今年の四月一日から新しく対象となるかたには、二月下旬に認定請求書を送付します。必要事項を記入、押印のうえ、役場住民福祉課まで提出してください。

なお、収入が一定の額(所得制限)以上のかたは、児童手当は受けられません。

児童手当とは:

家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成及び資質の向上を図ることを目的として、第二子から支給されています。

特例給付とは:

特例給付は、所得制限により児童手当が受けられなくなった被用者と公務員のうち、一定要件に該当するかたに事業主の負担により支給されるものです。

青年会通信

シンボルマークを
募集中

青年会では、青年会のC I

(Corporate Identity)を進め、青年会のアピールによるイメージアップを図っていくため、青年を表現するマークを募集します。採用された方には記念品をお贈りしますのでたくさんのお応募をお願いします。

テーマ 青年をアピールできるもの。
用紙 官製葉書
応募先 勝浦町大字久国勝浦町教育委員会内勝浦町青年会
締め切り 昭和六十二年三月末日

天体に親しむ会

(勝浦町に天文台がやって来る。)



今回徳島天文研究会のご協力を得まして、勝浦町では初めて大々的な星を見る会を行います。

内容としては、福祉センター3階ホールにおいて、写真の展示とスライドのあと天体望遠鏡を屋上に5～6台設置し、徳島天文研究会の橋本先生の指導により天体を観測する予定です。

空気の澄んだ今が星夜の一番きれいな時、この機会をのがさずできるだけ多くの方が参加していただけますようご案内申し上げます。

日 時 昭和62年2月7日(土) 午後6:00～8:00
場 所 勝浦町住民福祉センター 3階、屋上
指 導 者 徳島天文研究会 会 長 橋本就安 先生
// 副会長 東 丈夫 先生
// 前野 拓 先生
入 場 無料

雨天の場合でも写真の展示、スライドの映写を致します。

なお、子供さんの参加に対してはお家の方の同伴をお願いします。

お問い合わせは 実行委員会代表 岡政彦(中角) ☎2-3164

町民総合グラウンド
建設計画の
現地調査予定

町民の健康増進といこのの広場として総合グラウンドの実現について、関係機関のご指導を得ながら検討を重ねていますがそのキャンプ場・いこのの広場、また運動場や駐車場を備えた総合グラウンド

を、星谷橋下流左岸の河川敷に建設するための調査を予定しています。
この河川敷には、県管理の河川敷と民有地がありますが、今後は関係の方々のご協力をいただきながら、調査を進めて参りたいと考えています。
みなさんのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。
なお、調査予定地は次の略図のとおりです。



わたしの作品

へ川柳へ

巡り合う孤児の絆に貫いて泣き
世の流れテレビ二役買って出
る 坂本 谷 富士
切れかけた絆テレビが呼び戻
す

番組は孫にゆだねて若く生き
横瀬 谷 醉参
友交は固い絆の七十路
テレビ見る時間忘れの健忘症

走ろうの決意三日も続かない
横瀬 今川のぼる
殊勲甲二死満塁のホームラン

高いびきスイッチ消せば見る
という
トロフィが無言で語る足しま
ん 横瀬 後藤 列東

振り返る余裕を持って切るテ
ープ
絆だろ孤児抱き寄せてもの言
えず 横瀬 比留間 一

なにげなくつけたテレビに友
の顔
マンションの壁が拒んでいる
絆 横瀬 中田 万里

メロドラマ見た分だけはと夜
なべする
母と子の絆に引かれ判押せず
横瀬 桜木 千代

立ち上がる時間をくれたコマ
ーシャル

晩酌がうまい手酌でもうまい
中山 倉橋 加辻

涙線が弱いテレビへ向いたま
ま

目でものが言えて深まりゆく
絆 立川 竹田あゆみ

チャンネルを取られ漫画にお
付き合い

走り書き残して用を足しに行
く 立川 前田 千恵

テレビ見て日本選手に汗握る
ボナナスは右から左へ走り去
る 立川 堀 梅子

一世二世誓う絆の夫婦愛
小走りて喜ぶ程に子は育ち
棚野 谷 新太郎

被害者へ根掘り葉掘りのテレ
ビ記者
長生きのコツをお医者に見ね
られ 生名 丸山 香月

スイッチを入れればさんまに笑
わされ
チャンネルを孫にゆずって我
慢する 生名 倉橋 テル

愛告げてみたが花火の音に消
え
チャンネルを争うこともない
暮らし 沼江 黒井 瞳

老一人テレビを友として遊ぶ
一言の過ぎた言葉に悔残す
沼江 駒津こつゆ

眠ってる議員アップで写され

る

日本語が通じぬ嫁を連れて来
る 沼江 大岡 小枝

吹き抜ける新税制の衝撃度
風呂誘う親へエッチと言う娘
横瀬 稼勢 都景

若やいでマイク放さぬ旅の酒
星谷 谷崎つやこ

「投句締切を「十七日」としました所、
前後の月に分かれて投句が揃いませんの
で、俳句の部を一回とはして短歌を二回
続けて読むことにしたいと思います。」
短歌締切日 今月「十七日」必着の「こ
送り」先 藤田田二愛勢勢広夫まで
町内在住の方に限ります。
次回は短歌その次は川柳と交代にのせま
す。ふるつて投句ください。

文化協会からの お知らせ

第三回川柳教室を開きます。
日時 二月二十一日(土) 午後
一時から四時まで

場所 住民福祉センター二階
和室

講師 福田白影先生
句題 (一)占い、(二)笛、(三)茶碗
各題二句と雑詠一句を二月
十日(必着)までにハガキで
中田ヤスエ(横瀬・二一四
五八三)までお送り下さい。

なお、当日の会費は三百円
です。初心者もお気軽に申し
込み下さい。

社会総合大学

「学習日のお知らせ」

習字学級 二月五日(木)

時間 午後七時～午後九時
場所 住民福祉センター図
書室

墨絵学級 二月七日(土)

時間 二月十七日(火)
午後七時三十分～午
後九時三十分
場所 住民福祉センター図
書室

短歌学級 三月十四日(土)

題「梅」
出詠締切日 二月二十日

2月定例心配ごと相談

日時 2月6日(金)
午前10時～午後3時

内容 人権・行政・厚生・福祉
場所 住民福祉センター2階

(平日でも受付しておりますので
お気軽にお問い合わせください)

町職員採用

試験について

次のとおり、職員採用試験
を実施しますので、希望者は
町役場総務課へ履歴書(市販)
を添えて申し込みをしてくだ
さい。

職 種 労務職員

○採用予定人員 一人

○申し込み期限 二月十六日

○受験資格 満十八歳以上
三十五歳未満



○試験科目 筆記試験及び
面接
○申し込み用紙 役場総務課に
あります。

(四月一日現
在)



●お誕生おめでとう

大字沼江 新居 福夫 長男
字山路 千恵 亮介
大字三溪 羽田 司 長男
字櫻洞 なほこ 浩一郎
大字三溪 美馬正三郎 三女
字櫻洞 富美 宏美
大字中角 岡本 孝史 長男
字ついで 弘子 達也
大字久国 森岡 峰生 長女
字原 弥生 はるか
大字久国 市原 義昭 長女
字原 美由紀 理絵
大字柳野 廣松 毅 長男
字高階 眞由美 聡志
大字久国 福本 恭一 長女
字屋原 紀美江 亜由美



(敬称略)

12月16日～1月15日

●おくやみ申します

大字中角字東山 松浦 春雄(78歳)
大字沼江字折宇 瀧花喜太郎(86歳)
大字沼江字山路 吉平ハルノ(79歳)
大字三溪字上小川 高橋 智(66歳)
大字三溪字櫻洞 桑原 保(66歳)
大字坂本字坂本 齒染尾留五郎(70歳)
大字三溪字西谷 榊原 澤吉(83歳)
大字柳野字竹園 山野 一平(83歳)

勝浦会館二月行事

4日(木) 手芸教室
5日(木) 生花教室
9日(月) 着付教室

勝浦同和問題研究会定例会

10日(火) 習字教室
11日(水) 手芸教室(玉ノ木公会堂)

12日(木) 踊り教室
18日(水) 手芸教室
19日(木) 踊り教室
20日(金) 生花教室
24日(火) 着付教室
25日(水) 習字教室
26日(木) 踊り教室

各講座とも午後七時三十分から開講します。(習字のみ七時開講)時間に遅れないようご参加ください。

善意

ありがとう

ございました

12月16日～1月15日

匿名 (中山)
高橋 修史さん(与内川内)
吉平 雅信さん(今山)
匿名 (横瀬)

以上のかたから善意銀行に善意が寄せられました。
心からお礼申し上げます。

交通事故巡回相談

日時 昭和六十二年二月二十三日午前九時～午後四時

場所 勝浦町役場二階第一会議室
お気軽にご相談ください。

犬の被害が増えています
一飼い犬は必ずつないでください—
不用犬買い上げ日

2月4日(水)
2月18日(水)

成犬 300円
小犬 100円



夜間救急当番表

2月①日	山西医院	(電話番号)
3日	勝浦病院	勝浦病院
5日	湯浅医院	2-2555
7日	勝浦病院	山西医院
9日	赤岩医院	2-3027
⑪日	勝浦病院	湯浅医院
13日	上勝診療所	2-2003
⑮日	勝浦病院	赤岩医院
17日	山西医院	2-2006
19日	勝浦病院	上勝診療所
21日	湯浅医院	6-0302
23日	勝浦病院	
25日	赤岩医院	
27日	勝浦病院	

平日 午後6時～翌朝午前9時
休日 午後7時～翌朝午前9時

編集部から

あなたの意見を

町政に生かします

町では、二十一世紀へ向けた十年後を見きわめた町づくりをするため、皆さんの意見を待っています。「これからの勝浦町は、こうあるべきだ」

町政へのご意見等もありましたら役場総務課・広報広聴係までご連絡ください。

「私のまちをこうしたい」「私が町長なら、こういうふうにするぞ」など意見・希望をお寄せください。みなさんの建設的な提言を期待しています。また、身近な話題・行事・





乳児健康診査及び 離乳食講習会

とき 二月十三日(金)

ところ 勝浦病院 小児科

内容 〇離乳食講習会

時間 一時三十分～二時

〇乳児健康診査

二時～二時三十分

該当児 昭和六十一年十月一日～十二月三十一日

までに生まれた子

〇持参するもの：母子手帳。

一歳六か月健康診査

この時期は、心身共に発達
が著しく、自立心もめばえる
ため、異常の早期発見早期治
療や、しつけ、栄養などの正
しい指導が大切な時です。

該当者は必ず受診して下さい。

とき 二月二十日(金)

午後一時三十分～二

時三十分

ところ 勝浦病院 小児科

該当児 昭和六十一年六月一日～八月三十一日まで

に生まれた子

診査内容 〇歯科診査

〇内科一般診査

〇保健及び栄養指導

母子手帳、問診票をこ持
参ください。

百日咳・ジフテリア 破傷風三種混合予防接種

とき 二月二十五日(水)

午後一時三十分～三

時

ところ 住民福祉センター

該当者 二歳～四歳未満の子

接種方法 第一期：一か月ご
とに二回。

第二期：第一期終
了後十二か月～十

八か月後に一回接
種。

料 金 無料

母子手帳と印鑑をご持参
ください。

巡回健康相談

成人病予防には、定期健康
チェックによる早期発見早期
治療と、規則正しい日常生活
が大切です。次の日程で相談

を行いますので、お気軽にこ
利用ください。

内容 〇血圧測定
〇尿検査
〇健康に関する相談

料 金 無料

健康手帳ご持参ください。

巡回健康相談日程

月日	場 所	時 間
2/2(木)	坂本集会所	午前10時～11時30分
2/3(金)	今山公会堂	午後1時30分～3時
2/8(木)	久国公会堂	午後1時30分～3時
2/9(金)	棚野集会所	午後1時30分～3時
2/14(木)	星谷集会所	午後1時30分～3時

婦人がん(子宮・乳腺・甲 状腺) 検診の実施について

がんは高い死亡率を示す病
気の一つで、初期の場合、痛
みなどの自覚症状がほとんど
ありません。自覚症状が現わ
れるのは、がん細胞がある程
度成長してからなのです。次
の日程で検診を行いますので
三十歳をすぎたら必ず年一回
は検診を受けましょう。

とき 二月二十二日(日)

午後十二時三十分～
二時
ところ 住民福祉センター
子宮がん 四百円
乳腺・甲状腺 二百
五十円

料 金

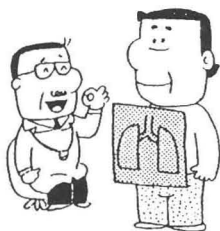
満七十歳以上の方と市町
村民税非課税世帯、生活
保護家庭の方は無料です。

シリーズ

今月の 健康

★血圧の高い人の注意

寒いときには血管が収縮し
て血圧が上がります。したがっ
て急激な温度の変化の中に身
体をさらさないこと。とくに
寒いときに外出する場合は、
暖かい服装をして出かけるよ
うにしましょう。手袋や帽子
などを忘れずに。ただ厚着を
するのではなく、軽くて暖か
い服装が必要です。あまり厚
着をしすぎますと心臓に負担
がかかる場合もあります。寒
い朝など、急に冷たい外気に



成人病予防週間
(2月1日～7日)

